

最終改正:平成29年3月29日教委規則第5号

改正内容:平成29年3月29日教委規則第5号 [平成29年4月1日]

○長浜市立図書館管理規則

平成18年2月13日教育委員会規則第26号

改正

- 平成19年4月11日教委規則第10号
平成20年10月24日教委規則第14号
平成21年11月2日教委規則第10号
平成22年10月28日教委規則第6号
平成24年3月22日教委規則第2号
平成24年12月27日教委規則第9号
平成29年3月29日教委規則第5号

長浜市立図書館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市立図書館条例(平成18年長浜市条例第189号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 長浜市立図書館(以下「図書館」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
(2) 図書館資料の個人及び団体への貸出し
(3) 読書案内及び読書相談
(4) 調査・研究への援助及び協力
(5) 住民の読書要求を高め、広めるための各種講座等の開催
(6) 利用者に応じた図書館サービスの提供
(7) 他の図書館等との図書館資料の相互貸借及び協力
(8) 園・学校及び学校図書館との連携及び協力
(9) 博物館、研究所等の公的機関との連携及び協力
(10) 館報その他読書資料の発行及び頒布
(11) その他図書館の目的を達成するために必要な事業
(館内利用)

第3条 館内において図書館資料を利用する者は、職員の指示に従うとともに、その利用を終えたとき、又は閉館時には、図書館資料を返還しなければならない。

(館外貸出し図書館資料)

第4条 図書館資料は、館外貸出しを行うことができる。ただし、次に掲げる図書館資料を除く。

- (1) 貴重資料
(2) 特別専門資料
(3) 前2号に掲げるもののほか、長浜市立長浜図書館長(以下「館長」という。)が貸出しを不適当と認めるもの
(館外貸出しを受けることができる個人又は団体)

第5条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市内に居住している者
(2) 本市内に通学又は勤務している者
(3) 相互利用協定締結市町に居住している者
(4) 前3号に掲げる者のほか、館長が特に必要と認める者

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、本市内の事業所、社会教育関係団体、公民館、学校その他館長が適当と認めたものとする。

(個人貸出し)

第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする個人は、個人館外貸出利用申込書を館長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

(個人利用カード)

第7条 館長は、個人館外貸出利用申込書の提出があったときは、第5条第1項に規定する個人であることを確認のうえ、当該申込者を登録するとともに、個人利用カードを交付するものとする。

2 個人利用カードの交付を受けた者は、図書館資料の館外貸出しを申し込む際、個人利用カードを提示し、確認を受けなければならない。

3 個人利用カードの交付を受けた者は、個人利用カードが不要になったとき、又は第5条第1項に規定する利用者資格を失ったときは速やかに、個人利用カードを返納しなければならない。

4 個人利用カードの交付を受けた者は、当該個人利用カードを紛失したとき、又は登録事項に変更が生じたときは速やかに、届け出なければならない。

- 5 個人利用カードは、他に譲渡し、又は転貸してはならない。
 6 個人利用カードの交付を受けた者は、当該個人利用カードの不正使用により生じた損害を賠償しなければならない。
 7 個人利用カードの登録有効期限は、登録した日から5年間とする。ただし、更新することができる。

(個人貸出しの期間及び冊数)

第8条 個人利用カードの交付を受けている者は、図書館資料の種類に応じ、次により貸出しを受けることができる。

図書館資料の種類	貸出期間	貸出限度数
(1) 次号に掲げるもの以外 の図書館資料	3週間以内	1人30冊とする。
(2) 視聴覚資料	1週間以内	1人3点とする。

(団体貸出し)

第9条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体は、代表者を定め、団体館外貸出利用申込書を館長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

(団体利用カード)

第10条 館長は、団体館外貸出利用申込書の提出があったときは、第5条第2項に規定する団体であることを確認のうえ、当該申込みをした団体を登録するとともに、団体利用カードを交付するものとする。

2 団体利用カードの交付を受けた団体で、図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、前条の規定により代表者と定めた者(以下「利用団体の代表者」という。)が図書館資料の館外貸出しを申し込むものとし、利用団体の代表者は、団体利用カードを提示し、確認を受けなければならない。

3 利用団体の代表者は、団体利用カードが不要になったとき、又は第5条第2項に規定する利用者資格を失ったときは速やかに、団体利用カードを返納しなければならない。

4 利用団体の代表者は、当該団体利用カードを紛失したとき、又は登録事項に変更が生じたときは速やかに、届け出なければならない。

5 団体利用カードは、当該団体以外のものに譲渡し、又は転貸してはならない。

6 利用団体の代表者は、当該団体利用カードの不正使用により生じた損害を賠償しなければならない。

7 団体利用カードの登録有効期限は、登録した日から1年間とする。ただし、更新することができる。

(団体貸出しの期間及び冊数)

第11条 利用団体への図書資料の館外貸出しに係る貸出しの期間及び冊数は、当該団体の利用目的、利用人数等を考慮して、館長が別に定める。

(郵送貸出し)

第12条 心身に重度のしうがいがあること等により図書館に来館することが困難な者は、郵送により館外貸出し(以下「郵送貸出し」という。)を受けることができる。

2 郵送貸出しの利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(返却の督促)

第13条 館長は、図書館資料の館外貸出しを受けた個人及び団体で、貸出しの期間満了後当該図書館資料を返却しないものに対し、返却の督促をしなければならない。

2 館長は、前項の規定による返却の督促をし、なお相当の期間、当該図書館資料の返却をしない個人及び団体に対し、図書館資料の館外貸出しを禁じ、制限し、その他必要な措置をとることができる。

(図書等の受贈及び受託)

第14条 館長は、一般的の利用に供すること及び無償を条件として、図書、記録その他の資料を受贈及び受託をすることができる。

2 図書等を寄託した者は、災害、盜難その他図書館の責に帰すべきでない事由により寄託し図書等が亡失し、又は破損した場合において、その受けた損害の賠償を図書館に請求することができない。

3 前項に定めるもののほか、図書等の受贈及び受託に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(図書館資料の複写)

第15条 図書館は、利用者が図書館資料(視聴覚資料を除く。)の複写を希望するとき、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内で、これを行うことができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 複写により損傷するおそれがある場合

(2) その他館長が複写させることを不適当と認める場合

2 前項の規定による図書館資料の複写に要する費用は、当該複写を希望する者の負担とする。

(会議室等の利用)

第16条 館長は、会議室、視聴覚室、屋外施設その他の図書館の施設を図書館の管理運営上支障が生じない範囲で、第2条に規定する事業のため、団体又は個人に使用させることができる。

2 前項の規定により会議室等の使用許可を受けた者は、使用を終えたときは原状に復すとともに、会議室等の施設又は設備を毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会の会長及び副会長)

第17条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、長浜市立長浜図書館において処理する。

(職務)

第20条 館長は、上司の命を受け、館務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 館長以外の職員(条例第6条第3項の規定により置かれた館長を含む。)は、館長の命を受け、館務を処理する。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長浜市立図書館の管理運営に関する規則(昭和57年長教委規則第2号)、浅井町立図書館の管理運営に関する規則(平成7年浅井町教委規則第3号)又はびわ町立図書館の管理および運営に関する規則(平成11年びわ町教委規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月11日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年10月24日教委規則第14号)

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

附 則(平成21年11月2日教委規則第10号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年10月28日教委規則第6号)

この規則は、平成23年1月5日から施行する。

附 則(平成24年3月22日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月27日教委規則第9号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。
